

租 稅 法

【 的中度 「A：高」 「B：中」 「C：低」 】

本試験問題

令和7年本試験 第2問 問題1 「租税公課」

- (6) 当期において、(5)以外に租税公課(販売費及び一般管理費)として費用処理したものには、次のものが含まれている。
- ① 法人税等の中間納付額を納期限後に支払ったことに対する延滞税及び延滞金 12,000 円
 - ② 印紙税の過怠税の納付額 210,000 円
 - ③ 従業員が業務上、自動車の運転中に交通違反をして支払った反則金 30,000 円

令和7年本試験 第2問 問題3 「事業所得」

- (3) 事業遂行上必要な営業活動による接待飲食費が 360,000 円あり、このうち、1人当たりの支出金額が 10,000 円を超えているものが 180,000 円ある。

令和7年本試験 第2問 問題4 「非課税取引」

地代家賃	24,156,000 円	内訳は次のとおりである。 ・営業所の家賃 22,000,000 円(全て営業部門の費用) ・従業員の借上社宅の家賃(全て本社部門の費用) 2,156,000 円(支払家賃 4,312,000 円から従業員負担の 2,156,000 円を控除した金額)
------	--------------	--

TAC答練

アクセス答練 第1回

[的中度： C]

- (3) 当期の損益計算書の販売費及び一般管理費に計上された租税公課 1,180,000 円の内容は次のとおりである。
- ① 従業員により業務中に発生した交通反則金 36,000 円
 - ② 当期に賦課決定のあった固定資産税 560,000 円
 - ③ 印紙税 300,000 円 (うち、過怠税 12,600 円)
 - ④ 翌期に申告すべき事業所税の未払計上額 284,000 円

論文式全国公開模試 第1回 第2問 問題2

[的中度： C]

3. 甲の経営コンサルティング業に関する事項

経営コンサルティング業に関する事項は、次のとおりである。

(1) 経営コンサルティング業による収入は 7,724,000 円であり、業務に要した必要経費は 3,580,000 円である。なお、この必要経費には、得意先との新規案件受注を目的として発生した接待飲食費 400,000 円(全て 1 人当たりの支出金額が 10,000 円を超えている)が含まれている。また、これら以外に(2)～(4)の事項がある。

論文式全国公開模試 第1回 第2問 問題3

[的中度： C]

賃借料	67,760,000 円	内訳は、以下のとおりである。なお、営業部門及び管理部門に係るものは、国内における事務所及び倉庫に係る賃借料である。 ・営業部門に係るもの 35,640,000 円 ・管理部門に係るもの 14,300,000 円 ・外国支店に係るもの 7,920,000 円 ・借上社宅家賃に係るもの 9,900,000 円 借上社宅は全て国内にあり、上記の金額は、社宅を利用している従業員から徴収した本人負担額 1,980,000 円を控除した残額である。
-----	--------------	---